

座間市道路反射鏡設置基準

(目的)

第1条 この基準は、道路反射鏡の設置等に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、もって交通の安全に資することを目的とする。

(意義)

第2条 道路反射鏡は、車両運転者（以下「運転者」という。）が、他の自動車等の通行による危険に対して、当該危険を未然に確認することが不可能又は困難な場合の補助施設として設置するものである。

(対象道路等)

第3条 道路反射鏡を設置することができる道路（以下「対象道路」という。）は、次の各号のいずれかの道路とする。ただし、道路幅員、構造等の理由により道路上に設置することができない場合は、民有地（地権者の承諾が得られた場合に限る。）に設置することができる。

(1) 座間市道

(2) 国道及び県道（市道と交差する場合は、市道から当該道路へ進行する場合に限る。）

(3) 次に掲げる条件の全てを満たす私道

ア 不特定多数の自動車を通り抜けできる私道（私道の両端が市道と接続している場合に限る。）

イ 隣接する家屋及び土地の所有者の総意が得られた私道

(設置基準)

第4条 道路反射鏡は、前条の対象道路及び民有地のうち、次の基準を全て満たす場所に設置することができる。

(1) 運転者の通行上の見通しに関して、次のいずれかに該当する場所

ア 交差点に隅切りがなく（隅切り長3m未満を目安とする。）、運転者が車両を優先道路内に進入させなければ優先道路を走行する自動車等を確認できない場所

イ 幅員が狭く屈折し、又は屈曲しており見通しが悪い場所

(2) 自動車、歩行者及び自転車の安全な通行が確保される一定の道路幅員がある場所

(3) 設置箇所に隣接する土地及び建物等利用の妨げとならない場所

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特殊な道路又は交通状況であることを勘案し設置することを適当と認めた場合は、道路反射鏡を設置することができる。

(設置の申請)

第5条 道路反射鏡の設置を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たし、市長に申請しなければならない。

- (1) 近隣住民5世帯以上の住居又は5宅地以上の土地（分筆が済んでいるものに限る。）の所有者を代表する者であること。
- (2) 設置を要望する場所の近隣住民等による反対がないことを確認した者であること。
- (3) 第3条に規定する設置箇所及び隣接する土地の所有者から同意が得られた者であること。

2 前項の規定による申請の際に必要な書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 道路反射鏡設置申請書（第1号様式）
- (2) 要望書（第2号様式）
- (3) 同意書（第3号様式）（第3条に規定する民有地及び私道に設置する場合に限る。）
- (4) 誓約書（第4号様式）（第3条第3号の私道に設置する場合に限る。）
- (5) 案内図及び公図の写し

3 市長は、前2項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、その可否を決定したときは、道路反射鏡設置承認（不承認）通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（移設及び撤去）

第6条 第3条に規定する民有地に道路反射鏡を設置した場合において、当該民有地の土地所有者から道路反射鏡（撤去・移設）申請書（第6号様式）の提出があったときは、市が移設及び撤去を行うものとする。

附 則

この基準は、令和6年8月1日から施行する。